

記載心得

1 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、富良野市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに富良野市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者が、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに富良野市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市・道民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき富良野市長に対する届出書は、富良野市長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

5 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。

(注)次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。

①異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③死亡による退職のため。

6 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「社会保険料」欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

7 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

8 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額を記載してください。